

14. 文書類等管理細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第80条の規定に基づき、文書類等の保管及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理対象文書類等の保存手法及び保存期間)

第2条 管理組合が管理の対象とする文書類等の保存に関しては、原本を保存する必要のあるものと電磁的記録で保存するものに分類する。保存手法及びその保存期間は別表に定めるところによる。

(保管場所)

第3条 文書類等の原本は、集会所に設置されている書庫等に施錠し、又、電磁的記録は管理組合のサーバーに、厳重に保管するものとする。

(管理責任)

第4条 文書類等は理事長の責任において保管、運用及び破棄するものとする。ただし、理事長は特定の理事及びマンション管理業者等第三者にその業務の一部又は全部を委託することができる。

(廃棄方法)

第5条 保存期間が終了した文書類等は、当該年度の理事長が理事会の決議を経て廃棄処分することができる。廃棄処分に当たっては、複数理事の立会のもとに行うものとする。この場合は、個人情報の保護に留意し、適切な破棄方法を採用するものとする。

(閲 覧)

第6条 理事長は、区分所有者または利害関係人から第2条に掲げる文書類等の閲覧につき、書面による理由を付した請求があった場合は、閲覧させることができる。ただし、閲覧を拒否する正当な理由がある場合は、閲覧を拒否することができる。

2 理事長は、前項の閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 文書類等が電磁的記録の場合は、管理事務所内で閲覧させるものとする。

(電磁的記録公開の特則)

第7条 電磁的記録により保存される文書類等について理事会の承認を得たものは、団地ホームページに公開することができる。

(細則外事項)

第8条 この細則に定めのない文書類等の保管及び運用については、理事会の判断によるものとする。

附 則

この細則は、2021〔令和3〕年5月31日から施行する。

(2010〔平成22〕年3月 7日 制定)

(2021〔令和 3〕年5月30日 改正)

別表 管理対象文書類等一覧表

文 書 名		保存期間	保存手法	
			原本	電磁的記録
1.	組合員・居住者関連			
(1)	居住者等名簿（常時更新）	管理組合存続期間	○	—
(2)	組合員資格変更届出書	管理組合存続期間	—	○
(3)	住宅長期不在届出書	管理組合存続期間	—	○
(4)	第三者使用に関する届出書及び使用者入居届兼誓約書	管理組合存続期間	—	○
(5)	住宅の用途併用申請書兼承認書	管理組合存続期間	—	○
(6)	専有部分の修繕等工事申請書	管理組合存続期間	—	○
(7)	駐車場使用申込書（車検証含む）	契約更新まで	○	—
(8)	駐車場契約書、変更申請書	契約更新まで	○	—
(9)	ペット飼育に関する承認申請書	ペット飼育終了まで	○	—
2.	管理組合関連			
(1)	現管理規約・現細則	管理組合存続期間	○	—
(2)	総会議案書・議事録	管理組合存続期間	○	—
(3)	総会出席票・委任状・議決権行使書	5年	○	—
(4)	理事会議事録	管理組合存続期間	—	○
(5)	専門委員会議事録	管理組合存続期間	—	○
(6)	広報	管理組合存続期間	—	○
(7)	共同生活に関する要望書	管理組合存続期間	—	○
(8)	管理委託契約書・重要事項説明書	10年	—	○
(9)	管理日報、月報	10年	—	○
(10)	各種業務委託見積書、契約書及び報告書	10年	—	○
(11)	機器类等保証書・取扱説明書	機器類存続期間	○	—
(12)	各種リース契約書	契約終了後2年	○	—
3.	会計書類関連			
(1)	会計報告書（収支報告書、貸借対照表等）	10年	—	○
(2)	決算証拠書類（会計伝票・領収書等）	10年	—	○
(3)	管理費等収納台帳	10年	—	○
(4)	什器備品台帳（常時更新）	—	—	○
(5)	損害保険契約書	契約満了日から5年	—	○
(6)	預金通帳・定期預金証書・マンションすまい・る債積立手帳等（繰越、満了後）	繰越日、満了日から10年	—	○
4.	管理対象物件に関する文書及び図面			
(1)	竣工図書一式	管理対象物件存続期間	—	○
(2)	構造計算書	管理対象物件存続期間	—	○
(3)	長期修繕計画書	管理対象物件存続期間	—	○
(4)	大規模修繕工事記録	管理対象物件存続期間	—	○
(5)	小規模修繕工事記録	管理対象物件存続期間	—	○
(6)	駐車場増設工事記録	管理対象物件存続期間	—	○
(7)	各種設備（水道、排水管等）点検報告書	管理対象物件存続期間	—	○
(8)	TV受信検査記録	管理対象物件存続期間	—	○
(9)	通信環境整備記録	管理対象物件存続期間	—	○